

## 平成 21 年 9 定 県民企業常任委員会

### 渡辺委員

私の方からは二つ質問をさせていただきたいと思います。

まずはじめに、今回の報告資料の中にもありました神奈川近代文学館の指定管理者の選定について質問をしたいと思うんですが、具体の質問に入る前に教えてほしいんですが、文学館ではないんですが、先ほどずっと議論になっている資料の中の、県民ホールの外部評価の審査結果の 2 ページ目に記載されています。この評価点が項目として、サービスの向上、管理経費の節減、団体の業務遂行能力と、この三つに大きく分かれていて、配点が 50 点、30 点、20 点と、トータル 100 点で、そのうち 79 点だという評価表を資料として頂いていますが、私が聞きたいのは、先ほどの御答弁を聞いていて、途中で、いろいろな改革があったので、その関係ではないかというふうにまず思うんですが、近代文学館の第 1 回の指定管理が平成 17 年にあって、そのときに複数者から応募があったんだけど、結果的には辞退されて、現在、今回の指定管理にされている文学振興会、一者に決まったという経緯があるんですが、その一者でありながら、ちゃんと評価をされているんです。

この点については評価するわけですが、そのときの評価の項目が、先ほどの資料を見比べて頭に浮かべてほしいんですが、先ほどはサービスの向上、管理経費の節減、団体の業務遂行能力の大きく 3 項目、それに対して、近代文学館の前回の評価のときは、基本的な運営の考え方が 10 点、法人等の業務能力が 15 点、法律的な管理運営が 15 点、近代文学館としての役割の適切な執行が 60 点という配点になっており、項目と、さらに点数の配分が今回の芸術文化財団の評価点と違うんですが、細かい質問に入る前に、まずこの点、どうしてこのような形になっているのか御説明願えますか。

### 文化課長

私ども、今回の県民ホールの指定管理者制度につきましては、今年 3 月に行政システム改革推進課から出されました指定管理者制度の運用に関する手引に基づいて手続を進めさせていただいております。その中で、委員おっしゃいました採点の割り振りでございますけれども、サービスの向上、管理経費の節減、団体の業務遂行能力ということで、このような分類をして配分点についても、先ほど来お話しのとおりというふうな形に手引がなっており、それに基づいてやっております。したがって、それ以前、その辺は定かではございませんけれども、見直しがされて今の形になったというふうにお伺いしております。

### 渡辺委員

そういう意味では、先ほどから様々議論をされている観点からすれば、手法だとか細かい運用については別にしても、大きくこの 3 項目に特化して項目を見直し、さらにはその中でサービスの向上の配点を 50 点と重くした。さらには管理経費の節減というところは 30 点という配点をした。これは非常に、ある意味、意味があったのかと思うんです。

逆に言うと、私が言いたいのは、近代文学館の前回のときは、一者なので評価したこと自体は評価しなければいけないんですが、その時点での評価の項目が、再度繰り返しますが、4 項目あって、一番配点が大きいのは、近代文学館としての役割の適切な遂行という、正に近代文学館だけのための項目というか、これで配点が 60 点ということになれば、当然、点数の評価は別にして、既存の文学振興会の点数が高くなるのは必然というか、こういう意味では、一者しか応募はなかったわけですから、結果は別にして、問題提起として、ある意味では、し意的な選択が組み込まれる可能性がある項目が入っているのではないか

と私個人は思うので、それだけ述べさせていただいて、そういう意味では、今回についても、近代文学館は一者指定、非公募というお話が来ていますけれども、これについても、この後、申請要項だとか様々なチェックが入ると思うので、これについては適正な運用を是非お願いしたいということ、まず冒頭申し上げながら、細かい質問に入りたいと思います。

先ほど来、いろいろな議論があるので、私自身の思いを含めてお話をさせていただくと、私は、先ほどの芸術文化財団もそうですが、神奈川文学振興会は、神奈川県にとっては、非常に優良な、ある意味では県の文化財産だと思うんです。そういう意味では、こういう団体をしっかりフォローしていくということは、神奈川県にとっては、ある意味、指定管理者制度とは別に、しっかり位置付けはしておく必要があるというふうに思います。こういうところをドラスティックに、いろいろな制度改革だとか、いろいろな中で切り捨てていく、せっかく盛り上がっているものの力をそいでいく、こういう姿勢というのは、指定管理とは別の話で言っていますけれども、やってはいけないこと、逆に言うと、育てていくということが重要かというふうに思います。

その上で、今回、ずっと指定管理の話が出ているわけですが、県としてやった方が良いのか、いろいろとやり方があると思いますが、そもそもが一律に指定管理をかぶせていくという、この制度自体が、いろいろな問題を生んでいるというふうに個人的には思います。

今まで、要は専門家に任せてスタートした、委託をした、これができなくなって直営にするか、ある意味では指定管理をしなければいけないかということ制度自体が、やはり今、曲がり角というか、見直す機会に来ているのかと私自身は思います。

そういう意味では、その辺もはっきり改めるものは改める、要は緩和するものは緩和するというような働き掛けも、県として、国も含めて、また行政内でいろいろと検討していただきたいというふうに思います。

その上で、今回の資料にありました神奈川近代文学館について、具体的に何点か聞かせていただきますと、報告資料で、今回、非公募とした主な理由というのが幾つか書いてあります。設立経緯、資料の収集、資料の管理、展覧会の開催と4項目ありますけれども、時間の関係もありますので、幾つかに絞って質問をさせていただきたいと思いますが、この中の二つ目ですが、近代文学館に収蔵されている資料の多くは、文学振興会との強いつながりにより寄贈されたものであるという説明がありました。

具体的には、どのくらいの数の資料が文学振興会に寄贈されたものなのか、まず確認をしておきたいと思います。そのことによって、この文章の裏付けとしての根拠が明白になるかと思しますので、よろしくお願ひしたいと思います。

併せて、この資料の収集は、文学振興会以外の者が行うことは困難と書いてありますけれども、本当に民間企業などでは収集できないのか。もう少し詳しく説明していただきたいと思います。

## 文化課長

近代文学館に収蔵されている資料につきましては、昨年度末現在で約109万点の資料が収集されております。このうち資料全体の約84%を占める約92万点が寄贈資料となっております。こうした寄贈資料の多くは、文学振興会の理事、評議員との強いつながりや信頼関係を基礎といたしまして、文学関係者やその遺族などから寄贈を受け、収集されたものでございます。

現在、文学振興会には、28名の理事と71名の評議員がおられますが、理事・評議員の多くは県内の著名な作家、詩人、俳人、評論家や児童文学者などの文学関係者でございまして、寄贈資料はこうした文学関係者のネットワークを活用して収集されたものでござい

ます。

寄贈資料の中には、文学振興会の理事・評議員御本人が寄贈されたもののほかに、御本人がお亡くなりになった際に御遺族が寄贈されたものもごございます。こうした文学関係者やその御遺族などからの信頼が基礎となりまして貴重な文学資料が収集されている実情を考えますと、一般に流通している資料を収集することとは性質が異なりますので、民間企業などが、これまで文学振興会が果たしてきた役割と同様の役割を文学振興会に代わって行うことは難しいというふうに感じているところでございます。

#### 渡辺委員

今の御答弁には一定の理解を示すわけですが、この点、この後も質問しますが、やはりこういう非公募にしたときに、一番疑義が出てくると思うんです。そういう意味では、文学振興会の成り立ちだとか、そもそものことを、やはり県民にしっかり周知してもらい、さらには、今言った様々な方の御協力を頂いた、92万点もの、通常ではなかなか入手できないような資料だとか日記だとか、様々なものが集まっている。そういう意味で、他県にはない近代文学館としての質がしっかり担保できている。これはうまく説明もしていかないと、やはり誤解を生じる。もっと言うと、報告資料だけを読んでいると、先ほどからの議論と同じように、県の皆様方が決め付けて文書を書いているみたいな読み方もできるので、それは丁寧にやっていくべきだと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に三つ目ですが、資料の管理についてですが、この中で、この収蔵資料に関して、文学振興会以外の者が指定管理者になった場合には、資料の管理方法をめぐり寄贈者から資料の返還を求められる可能性があるかと、非常に恐ろしい表現がされているわけですが、こうした事実が本当に起こるのかどうか。もう少し詳しく御答弁をお願ひしたい。

#### 文化課長

寄贈資料の多くは文学振興会という公的な専門性の高い団体によって、保存、管理、活用されているという信頼に基づきまして、文学振興会の関係者ですとか、その交友関係の中で寄贈の申出があったものでございますので、寄贈資料がどのような団体の下で管理されるかというのは、大変重要な要素になってまいります。

具体的には、寄贈資料の中には、既に出版された公表済みの図書や書籍だけではなくて、作品が完成する前に推こうを重ねた原稿ですとか、あるいは交友関係がうかがえる私的な書簡、作家御本人が生前に大切にしていた品など、管理をゆだねる相手に対して心からの信頼がなければ到底寄贈することのできないような品も含まれてございます。こうした寄贈資料の多くは、日ごろの交友関係などが基礎となりまして、信頼の置ける文学関係者が運営している団体、文学振興会だからこそ寄贈されたものが多くなっております。この点について、寄贈者の中には、文学振興会という専門性、信頼性の高い運営組織への信頼が基礎となって寄贈を行ったという意思表示を文書で明確に示されている方もいらっしゃいます。

こうしたことから、文学振興会以外の団体が近代文学館の指定管理者となった際に、寄贈者から十分な信頼が得られない場合には、資料の引上げですとか、県外を含む他の施設への資料の移管を求められることは十分想定されることではないかというふうにお考えお願ひいたします。

#### 渡辺委員

今の御答弁で確認をしたい点が二つあるんですが、一つは、いろいろな信頼関係の中で寄贈したということの中で、今の答弁をお聞きすると、92万点の寄贈の中で、1点目の確

認は、近代文学館には寄贈するけれども、非常に私的なものなので公開してくれるなという条件付きで寄贈されているものがあるのかどうか、これが一つです。そういうふうに分かるわけですね。そうであれば、寄贈だけで、どういう活用があるのかと、非常に疑義が出てくるので、それが一つです。

もう一つは、踏み込んで、これは将来的なこともあると思いますが、もしそういう申出があったものについては、ある意味では返還をするという選択肢も時にはあっていいのではないかなと思うんですが、この辺はどのようにお考えでしょうか。

#### 文化課長

公開する場合には、特にそういう私的なものにつきましては、御遺族の方に、その都度確認をするなどして行っているというふうに分かっています。

それから、二つ目でございますが、返還するという選択肢もあるのではないかなという話でございますが、非常に貴重なもの、これは神奈川県民の財産ということを考えますと、収集したものを返還するというのは、できれば避けていければというふうに分かっていると分かります。

#### 渡辺委員

私は、この近代文学館について、今回、非公募一者指定で、神奈川文学振興会にお任せする、お願いしていくということの前提については、現時点では反対ではないんです。しかしながら、幾つかの課題をクリアしておくなり、いろいろな考え方を持っておかないと、将来的に、もしこの指定管理制度が変わらなかった場合、要は指定管理の期間を5年を10年にするだとか、20年にするだとか、そういう運用で対応するのか、若しくは制度自体が少し変わって緩和されるのか。もしそうでないとした場合には、現状のままでやっていかなければいけない。そうなってくると、いろいろな選択肢が全くなくなるようなことではなくて、実際に返却しろと言っているのではなくて、いろいろなケースを考えた上で、例えば、返却した場合に、具体的にこういう損失が出ますといったようなことを、しっかり行政当局として準備をしていくだとか、どちらが大事ですかといった選択肢をしっかりと県民に知らしめるとか見てもらう、比較してもらう、こういう環境整備は、やはり同時平行でやっておくべきだというふうに分かっています。

先ほど言った92万点の寄贈だって1回1回やる。これだって恐らく文学者の方々が具体的に聞いているとは私は思えなくて、やはり事務方の方がやっているとなれば、指定管理の団体としては、今までのやり方を運用するんだけど、例えば、その運用の中にここだけは、特別に、今までの管理の仕方、今までのいろいろな収集の仕方、こういうルールを守った上で、いろいろな思いをちゃんと受け止めた上で、管理委託を、例えば民間に出すとかという環境整備をしておかなくては、将来のことを考えると、いかがかというふうに分かっていますので、その検討を是非お願いしたいというふうに分かっています。

次に、心配になったのが、経営状況説明の中で決算報告があったんですが、この中で、神奈川文学振興会の決算報告についても、様々な報告がありました。

27ページに収支計算書（特別会計）があって、指定管理に伴った収支報告が入っています。私が心配するのは、この中で、この収支計算書と、様々なほかのところの指定管理者の収支報告書の特別会計と比較すると、利益があまり残らないというか、非常に経営的にぎりぎりで行っているという感じがします。

例えば、これは平成20年度ですけれども、参考に別のものもとりましたけれども、ほかの年度は数千円とか数万円というような状況が続いているんです。これについてはどのような評価をしていますか。

## 文化課長

利益を出すことを第一目標としてやっている財団ではございませんので、やはりぎりぎりの中で県民の皆さんにできるだけ良いものを展示して見ていただいたり、資料の散逸を防いで適切に保存するというところでやっておりますので、確かに事業の収支差額などで利益はあまり出ていませんが、借入金ですとか、そういうマイナスの部分はございませんで、負債を抱えない中で適正に運営をしていただいているというふうにとらえているところでございます。

## 渡辺委員

そうは言っても、ほかのところよりも非常に厳しいぎりぎりの経営をしているというふうに思います。

実は、平成17年に初めて近代文学館を指定管理するようになって、例えば、この文学振興会が指定管理されたんですが、先ほど申し述べた中で、評価委員会が評価をしたというお話をさせていただきました。その中で、それまでは委託ですとやっていて、指定管理になった。その時点では、まだ各委員の評価は残っているわけです。これを読むと、例えば、ただし、経費節減への更なる意欲と施設活用の多面的積極性と更なる努力を要望するだとか、経費節減の工夫は今一歩であるとか、多様化や収益の点などについて更なる工夫をされることで、経営、運営の安定を目指されることを祈りたいとか、やはりどちらかというところ、その委員会には専門家も中にいるにしても、こういう特別な財団なので、そういう運営だとか経費節減だとか、そういうことに対する心配というのはあると思うんです。そういう意味では、特に一者指定をするのであれば、先ほど言った審査の段階で、特にその点は留意してほしいというふうに私自身は思います。

特にその中で、先ほど言った県の見直しの改善の中で、団体の業務遂行能力の配点が20点と低くなっているの、経営をチェックしているかという配点は今まで以上に低いと思うんです。どちらかというところ、良い意味でサービスの向上だとか、経費の節減という配点が80点あるわけですから、その部分が経営という部分で見逃されがちなので、これをしっかりチェックして、様々な打合せをしてほしい。

指定管理によっては、これは出すのか分かりませんが、指定管理5年間の中の経営計画だとか、損益計画だというのを出させます。そういうのもしっかり出させてもらって、毎年どういう計画でいくのか、どういう決算を出していくのか、これも要望したいと思います。確かこの文学振興会の今年度の予算はマイナス予算だと思うんです。

資料が手元にないので細かいことは言いません。その辺はしっかりチェックをお願いしたいと思います。

神奈川文学振興会自体が出している平成21年度収支予算書というのがありますけれども、その特別会計を見ると、最終的には均衡でゼロになりますけれども、非常に厳しい。これも事業活動の収支だけで見るとマイナスになっているんです。特別会計だけを見ると、それでなおかつ取崩しを入れて収支均衡にしているという、予算上しているくらいだと、ぎりぎりの経営だと思うので、しっかりそれもチェックしてもらいたいということを要望させていただきます。この質問は終わりたいと思います。

次に、県民部が所管していますパスポートの申請窓口について、昨日も質問をさせていただきましたけれども、相模原合同庁舎は耐震性の問題があるということで、引き続き利用することが今後不可能になるという状況の中で、パスポートという非常に重要な窓口で、神奈川県の場合は、相模原の場合は、まだ申請だけの出張で週に1回しか申請できない。受取は横浜に来るか、厚木で受け取らなければいけない。こういうシステムなので、これについても改善の余地があるんですけれども、パスポートの申請をしていただく相模原合同庁舎が耐震性の問題で使えなくなってくるということなので、これに伴って、今後、県

としてどのようなお考えを持っていらっしゃるのか、まず御答弁いただきたいと思います。

#### 国際課長

相模原の出張窓口につきましては、県民サービスの低下を来たさないよう、引き続き継続してまいりたいと考えております。

その場合の移転先でございますけれども、相模原市内におきまして、窓口へのアクセスの容易性、住民の方に便利な場所、申請の際に必要となります市の戸籍謄本・抄本発行窓口との近接性、それから窓口業務に必要となります住民基本台帳ネットワーク端末の接続の可否、こういったことを考慮いたしまして、住民の皆様の利便性を低下させないように移転先を確保したいというふうに考えています。その際には、地元の相模原市の御意見を伺いまして、移転先を検討してまいりたいと考えております。

#### 渡辺委員

是非その辺をしっかりと検討していただいた上で、できれば近いエリアでワンストップでできるような形が一番良いわけなのでお願いをしたいと思います。その上で、そうは言いながらも、できれば常設の窓口が欲しいんだという声が元々ずっとあります。政令指定都市を目指すような市に直接窓口がなくて、ほかのところに取りに行かなければいけない。もっと言うと、申請の手続きができて受領の手続きができないというのは、やはり県民から見れば、何かおかしい話なので、常設窓口が欲しいという声があるんですけれども、今言った既存出張窓口を相模原の新たな場所にとということではなくて、新たに常設の窓口を開設することについては、現状、県としては可能なのかどうなのかということをお答えいただきたいと思います。

#### 国際課長

本県といたしまして、相模原地域を含めました常設窓口の増設、新設につきましてはの考え方でございます。

まず、1点目といたしまして、旅券発給業務は国の法定受託事務として、本来、発給手数料として頂いております証紙収入の中で賄うべき事務でございますけれども、平成7年に、これまでは5年旅券だけでしたけれども、10年旅券が新しくできましたことで、発給数が減少しております。そういった影響で申請件数の増加が見込めませんで、近い将来、一般財源の持ち出しが見込まれているような状況でございます。このような状況で新たな常設窓口を設置いたしますと、人件費等で新たな追加の費用が発生いたしますので、持ち出し額が更に増えるということが予想されます。

また、他県とのバランスでございますけれども、東京都で4箇所、埼玉県で4箇所、大阪府で3箇所、兵庫県で4箇所と、類似の都府県におきましても常設窓口は3箇所から4箇所ということでございますので、本県における地域バランスを考えましても、現行設置しております4箇所の常設窓口は適切であるというふうに考えてございます。

こういった状況でございますことから、県としては、県全体の行政システム改革の観点をお踏みまして、常設窓口の増設、新設ということは難しい状況であるというふうに考えております。

#### 渡辺委員

非常に寂しい御答弁をいただきましたけれども、全国的に見た県の数的な配置のバランスは適切であるという御答弁だと思います。ただし、受託業務というお話がありましたけれども、これについて平成18年3月に制度改正があって、都道府県から市町村に権限移譲が可能になったと認識をしておりますが、例えば、相模原市が旅券発行事務をしっか

りやって、自分たちで窓口を持ちたいというふうに考えたときに、県としては権限移譲については、どのようにお考えでしょうか。

#### 国際課長

まず旅券発給事務の権限移譲全般についての県の考え方でございますけれども、旅券発給事務は海外旅行の増加によって身近な住民サービスとなっております。それから旅券申請の際には、戸籍謄本・抄本が必要な場合が多うございますので、市町村の窓口で手続きをいただくことで、ワンストップでサービスが完結し、住民の皆さんの利便性が向上すると考えられます。また、地方分権の進展の中で直接的な対人サービスを市町村が担うことによりまして、基礎自治体としての権限が拡充されること、こういった効果が期待できますことから、基本的には地方分権推進の観点から、市町村の希望を伺いました上で権限の移譲を進めてまいりたいというふうに考えております。

ただ、課題についても申し上げさせていただきますけれども、現在、国から貸与されております旅券の作成機というものがございます。こちらは申請数が伸びないという現状の下では、増設が難しい状況ということでございます。移譲に当たりましては、旅券の作成自体は県に残るものというふうに考えております。したがって、市町村に移譲する事務は全部ではなくて、旅券作成事務の中の一部、申請の受付、それから申請内容の審査、それから出来上がった旅券の交付、こういった事務が移譲されることとなります。このため、県と市町村の窓口の間で頻繁にやりとりが発生することとなります。申請書を県に送る、それから県から出来上がったパスポートを送ると、そういったような密接な連携が必要となりますので、全県的に見て、県と市町村で全体的にどうやって効率的なシステムをつくっていくかという点に留意する必要があります。

また、成りすまし等による不正取得ですとか、そういったセキュリティ面を確保する必要がありますし、また市町村の体制といたしましてもノウハウを蓄積していただく等、体制整備も課題として認識しております。

現段階では、相模原市から具体的な要望というのを頂いていない状況がございますけれども、もし今後、市から県に対し御要望を頂きましたら、先ほど申し上げましたような課題を調整しながら進めてまいりたいというふうに考えてございます。

#### 渡辺委員

幾つかの課題はあるにしても、法的には可能だということです。国の作成機については、今の与党に頑張ってもらって、国民生活のためにという働きをしてもらえればと思いますので、そちらはそちらで我々も一生懸命取り組んでいきたいと思っております。

今、市からの要望がないということでしたけれども、今、相模原は政令指定都市移行についての様々な業務が重複して、大変な状況になっていると思っておりますけれども、市との協議をしていないので要望がないのか、もともと市としては、まだそこまで全く要らないという意味での要望がないのか、その辺について、もう一回御答弁願えますか。

#### 国際課長

現在、県の方からは移譲対象のリストの中に旅券発給事務を載せておりますけれども、それに対して、現段階では、相模原市の方から旅券事務に関して移譲を受けたいという要望は頂いていないということでございます。

#### 渡辺委員

分かりました。それについては、市と協議をしながら取り組んでいただきたいと思いますし、今のところで最後に確認しますと、県の業務が相模原市に千幾つ移譲されたと思

ますが、その千幾つが決まる前のリストの中には既に入っていて、移譲業務の中の一つに旅券発給の窓口業務が移譲される可能性があるという認識は、相模原市は持っているというふうに考えていいですか。

#### 国際課長

政令指定都市移行に当たってのリストの中に入っているということではございませんで、条例の中で、県から権限移譲を行う制度のリストの中に載っているということでございます。

#### 県民総務課長

委員御指摘のとおり、政令指定都市移行に伴う事務は全庁的に整理させていただきました。それと別に、毎年度毎年度、市町村課を窓口といたしまして、全市町村を対象とした移譲リストというものをつくっております。その中で、この旅券法の事務を本県は市町村にお渡しできますというリストに載せました。そこで手を挙げていただければ、1年以上をかけて調整を進めるという流れでございます。

#### 渡辺委員

確認ですが、政令指定都市とは別に、相模原と同じような出張窓口を持っている横須賀だとか平塚だとか、若しくは今、窓口はないけれども、新たにそういう業務に取り組みたいという市町村については、協議の状況いかんによっては窓口が設置できるというふうに理解をしてよろしいですか。

#### 県民総務課長

私どもは市町村課の流れに乗っておりますけれども、基本的には先ほど国際課長から御答弁させていただいたように、申請書、パスポートを送るという安全面、頻繁に物のやりとりがありますので、ある程度、一定規模がないと、非常に非効率になるという部分と安全性の部分と2点ございますので、この辺を市町村等の御意向もよく聞きながら、この話は進めてまいりたいと考えているところでございます。

#### 渡辺委員

各市とも、また特に相模原市は合同庁舎の問題があるので、例えばここで今と同じ窓口を移転して、さらにまた市の思いがあって、移転ということになると、非常に経費の無駄にもなりますので、トータルでいろいろな話合いをできれば早急に持っていただきたいと要望させていただいて、私の質問を終わります。